［記載要領］

１．本様式において「法」とは、南極地域の環境の保護に関する法律（平成９年法律第６１号）をいうこと。

２．「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙１の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。（以下別紙３－１から別紙３－７までについて同じ。）

３．「行為者の氏名」欄には行為者が当該行為をその業務に関してする法人がある場合には、その名称も記載すること。（以下別紙３－１から別紙３－７までについて同じ。）

４．欄内に書ききれない場合には、適宜別紙にて記載すること。（以下別紙３－１から別紙３－７までについて同じ。）

５．⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。

⑤－１　南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

⑤－２　南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

⑤－３　在来植物（議定書附属書Ⅱ第１条（ｃ）の在来植物をいう。以下同じ。）の除去又は損傷

⑤－４　回転翼航空機その他の航空機の飛行又は着陸並びに車両又は船舶（エアクッション船及び小艇を含む。）の使用により南極鳥類並びにあざらし（別表第２のあざらし科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）及びおっとせい（別表第２のあしか科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）の群れを乱す行為

⑤－５　爆発物又は火器の使用により南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

⑤－６　繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為

⑤－７　航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に損傷を与える行為（当該行為により植生に物理的な損傷を与えるものに限る。以下同じ。）

⑤－８　南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第１条（ｄ）の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤－７の行為を除く。）

ただし、⑤－１、⑤－２及び⑤－６の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。

６．⑥の行為は、法第３条第１４号に規定する廃棄物の南極地域からの除去又は南極地域における処分及びこれらに伴う保管をいう。

７．⑨の行為は、南極史跡記念物の補修又は展示等のための工事、一時的な移動又は近接地域への移設をいう。

［別紙３－１］

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷
又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

南極地域活動の区分		番　号	
捕獲等の対象種			
捕獲等を行う個体の数			
目的及び当該数の捕獲等が必要な理由			
場　所			
時　期			
実施方法			
行為者の氏名			

［記載要領］

１．「捕獲等を行う個体の数」については、内訳として捕殺（南極鳥類の卵の採取及び破損を含む。以下この別紙において同じ。）する個体の数を記載すること。

２．「目的及び当該数の捕獲等が必要な理由」については、捕殺を行う場合にあっては、当該数の捕殺が必要な理由及び捕殺を行う数と当該捕殺に係る個体の属する個体群の次の繁殖期における個体の回復が可能な数との比較の結果についても記載すること。

３．「場所」及び「時期」については、別紙２記載要領４及び５に準じて記載すること。

４．「実施方法」については、捕獲等に用いる器具及びその使用方法を記載すること。また生体で捕獲する場合にあっては、飼養方法についても記載し、マーカー等をつけた上で放す場合にはその旨記載すること。